

「指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護」

利 用 料 金 表

令和5年4月1日改定

グループホームあさくら

月額利用料金の目安：対象となる介護度の A) と B) を合わせた料金となります

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	748	752	787	811	827	844
② サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	6	6	6	6
③ 医療連携体制加算Ⅰ	-	39	39	39	39	39
日額単位小計 (①+②+③)	754	797	832	856	872	889
④ 月額単位小計 (30日で計算した場合)	22,620	23,910	24,960	25,680	26,160	26,670
⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅰ ④×11.1%	2,511	2,654	2,771	2,850	2,904	2,960
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ④×2.3%	520	550	574	591	602	613
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ④×2.3%	520	550	574	591	602	613
⑧ 介護保険給付対象合計 ④+⑤+⑥+⑦	26,171	27,664	28,879	29,712	30,268	30,856
⑨ 地域区分換算額(円) ⑦×10.14	¥265,373	¥280,512	¥292,833	¥301,279	¥306,917	¥312,879
A) 介護費用自己負担額(1割)	¥26,538	¥28,052	¥29,284	¥30,128	¥30,692	¥31,288
A) 介護費用自己負担額(2割)	¥53,075	¥56,103	¥58,567	¥60,256	¥61,384	¥62,576
A) 介護費用自己負担額(3割)	¥79,612	¥84,154	¥87,850	¥90,384	¥92,076	¥93,864

- ② サービス提供体制強化加算Ⅲ：介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上または常勤職員の割合が75%以上または勤続7年以上の職員の割合が30%以上の場合に算定。
- ③ 医療連携体制加算Ⅰ：24時間連絡体制の整った看護師による、日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われ、重度化した場合の看取りの指針を整備されている場合に算定。
- ⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護職員の賃金等の処遇改善、資質の向上、計画的な研修の実施、昇給の仕組み等が整備されている施設で算定。所定単位(小計④)に111/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ：⑤とは別に、経験・技能のある介護職員その他の職員に対し処遇改善を図る場合に算定。所定単位(小計④)に23/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算：⑥とは別に、新型コロナウイルス対応、介護職員等のキャリア形成や職場環境整備、処遇改善を図る場合に算定。所定単位(小計④)に23/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)【※2022年10月～新設】
- ⑧ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.14円で計算、小数点以下切り捨て、支給限度額管理対象外)

★短期利用型 (ユニット毎に1名・30日を限度)

短期利用の場合は上表の①が次の報酬単位となります

① 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	776	780	816	840	857	873
------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

★その他の加算 (介護保険給付対象)

サービスの種類	料金	備考
初期加算 (30日限度)	30単位/日	新入居および30日超入院後に退院し再入居から30日間算定。
入院時費用 (月6日限度)	246単位/日	入院時に所定単位に代えて算定。
栄養管理体制加算	30単位/月	管理栄養士が介護職員等へ入居者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う。
口腔・栄養スクリーニング加算 (6ヶ月に1回限度)	20単位/回	口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算。
認知症専門ケア加算	I 3単位/日 II 4単位/日	日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が1/2以上、特定の研修修了者を配置し、計画的な研修を実施する場合。(Ⅲa以上の方に算定)
科学的介護推進体制加算	40単位/月	入居者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定。
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	医師により回復の見込がないと診断された方で、当施設の提供する看取り介護サービスを希望し同意頂ける方に対する費用。
	死亡日以前4日以上30日以下	
	死亡日の前日及び前々日	
	死亡日	

※これらの加算対象の方は月額単位小計に加算され、処遇改善加算対象となります。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目	月額(30日換算)	1日あたり	備考
食事費	¥36,000	¥1,200	朝食250円、昼食500円、夕食450円
居住費	¥60,000	¥2,000	入院・外泊時にも必要となります
B) 介護給付対象外費用	¥96,000	¥3,200	

※入院・外泊中の居住費は、他の利用者が短期利用等に居室を使用した場合、料金はかかりません。